

令和6年度個人住民税の定額減税

問合 税務課

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担緩和のため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現をめざすための一時的な措置として、令和6年分の所得税・個人住民税において定額減税が実施されます。



対象 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の所得割の納税義務者で、次に該当しない人

- 前年の合計所得金額が1,805万円を超える
- 令和6年度の個人住民税が非課税 または 均等割および森林環境税(国税)のみ課税されている
- 所得控除により課税総所得金額等が0円となる
- 税額控除により定額減税前に所得割が0円となる

算出方法

納税者の個人住民税の税額控除後の所得割額から、以下の金額を控除(控除額がその者の所得割額を超える場合は所得割額を限度とする)

- (1)本人1万円
 - (2)控除対象配偶者(国外居住者を除く)または扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円
- ※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)は、今回対象外となりますが、令和7年度の個人住民税で当該配偶者を有する場合には1万円が減税されます。

算出例 納税者、控除対象配偶者、扶養の子ども2人の場合の定額減税
1万円(本人)+3人×1万円=4万円

実施方法・イメージ

●給与から個人住民税が差し引かれる人 特別徴収

令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収(対象外の方は従来どおり令和6年6月から12回に分けて徴収)。



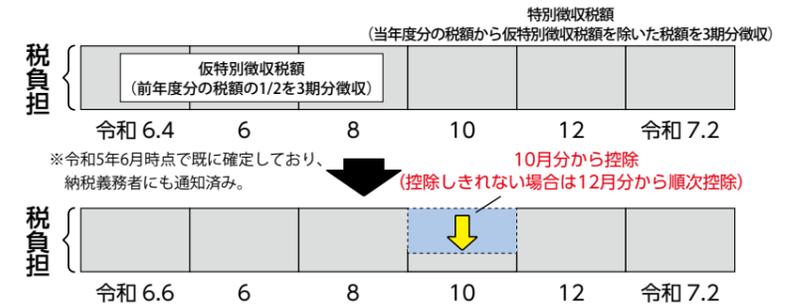
●納付書や口座振替で支払う人 普通徴収

令和6年度分の個人住民税の第1期分の税額から定額減税の額に相当する額(第1期分の納税額を超える場合は第1期分の納付額に相当する額)を控除。第1期分から控除しても控除しきれない額は、第2期分以降の税額から順次控除。



●公的年金から個人住民税が差し引かれる人 年金特別徴収

令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は同年12月分以降の特別徴収税額から順次減税(令和6年度から新たに年金特別徴収が開始される場合は、第1・2期分は普通徴収の方法で減税し、減税しきれない場合は、令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次減税)。



- 注意**
- 寄附金税額控除の特例控除(ふるさと納税)の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税前の額となり、ふるさと納税の控除上限額が引き下がることはありません。
 - 年金特別徴収の令和7年度仮徴収税額(令和7年4・6・8月)の算定基礎となる令和6年度の所得割額は、定額減税前の額となります。

四條畷南中学校跡地の整備に関するワークショップ参加者募集

令和5年4月に改訂した四條畷市個別施設計画【公共施設】に掲げる整備方針をふまえ、四條畷南中学校跡地への整備を予定している防災機能を有する多機能型体育館やボール遊びができる公園について、さまざまな人の意見をいただくためにワークショップを開催します。対象、申し込み方法など、詳細は市ホームページへ。



●第1回 ワークショップ

- 日時** 6月下旬開催予定
- 場所** 市役所
- 備考** 第2回以降の詳細は第1回でお知らせします。
 - ・現時点で募集段階であるため、変更の場合があります。
 - ・申し込み多数の場合は、年齢層などを総合的に考慮して選考します。
 - ・報酬はありません。

市ホームページ



問合 施設創生課